

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年9月12日（令和6年（行情）諮問第1012号）

答申日：令和7年7月18日（令和7年度（行情）答申第196号）

事件名：「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令の解釈及び運用
について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）、（4）、（5）、（8）、（11）、（14）、（15）及び（18）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2（2）、（3）、（9）及び（10）に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書2」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月26日付け海防総第1283号により東海防衛支局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア（審査請求の趣旨）

◇パワハラの実態となる「受領・返納簿」の開示

◇以下の根拠となる「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防防調第4409号21.3.31）」（以下「通達」という。）資料開示。

- ・各規則にて総務課担当である適格性業務を業務拒否に問題なしと回答した根拠内容の確認。
- ・適格性業務を他課に取次が可能であったとした記載内容の確認。
- ・適格性業務を他課に取次の際に規則を無視して担当者指定手続の未実施を問題なしと回答した根拠内容の確認

◇東防支による組織的なパワハラ隠蔽の究明

◇東防支による行政文書の不正行為の究明

- ◇東防支が根拠として提示の「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第2号及び同法第4号」の不開示理由の矛盾内容の追求。
- ◇東防支が根拠として提示の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の不開示理由説明の矛盾内容の追求。
- ◇その他として公文書の未登録、改ざん及び違法廃棄に対する防衛省の対応説明。

イ（審査請求の理由）

本件処分により審査請求人は以下の理由を侵害されている。

- ◇パワハラによる未付与業務を強制の証明
- ◇本来の業務担当者の確認と証明
- ◇東防支による組織的な公文書の証拠隠滅の追求
- ◇未付与業務を強制によるサービス残業の超過勤務手当未払い証明
- ◇防衛省と東防支とによる以下の各規則の解釈に対する確認。

（以下略）

（2）意見書

審査請求人から諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載及び添付資料を省略する。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書を特定し、令和6年3月26日付け海防総第1283号により、法5条1号、3号に該当する部分及び不存在とする部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

- (1) 別紙の2に掲げる(1)については、添付書類を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (2) 別紙の2に掲げる(2)、(3)、(9)及び(10)における文書全てについては、請求時点において、行政文書を作成及び取得しておらず、探索を行ったが保有を確認することができなかったことから、文書不存在のため不開示とした。
- (3) 別紙の2に掲げる(4)については、「指定日」、「解除日」、「職名」、「官職（階級）」及び「氏名」において、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、特別防

衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

- (4) 別紙の2に掲げる(5)については、「保全責任者の解除及び指定について(××××)」の1ページ、3ページ、4ページ、6ページ及び7ページ、「保全責任者の解除及び指定について(#####)」の1ページ、3ページ、4ページ、6ページ及び7ページ、「特別防衛秘密保全責任者等の解除について」の4ページ、5ページ、8ページ及び9ページにおける決裁・供覧の「件名」の一部、「指定日」、「解除日」、「職名」、「官職(階級)」及び「氏名」並びに「保全責任者の解除及び指定について(××××)」の10ページ及び「保全責任者の解除及び指定について(#####)」の10ページにおける「所属」、「階級等」、「氏名」、「年月日」、「身分証明書番号」及び「身分証明書有効期限」において、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、秘密及び特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、秘密及び特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、秘密及び特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

(注) “×”及び“#”は不開示箇所

- (5) 別紙の2に掲げる(8)については、「施行先」及び「開示請求者氏名」において、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当するため不開示とする。「証番号」、「氏名」、「受領日」、「印」及び「返納日」においては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、特定特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特定特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特定特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。
- (6) 別紙の2に掲げる(11)及び(14)については、「証番号」、「氏名」、「受領日」、「印」及び「返納日」において、個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、特定特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特定特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特定特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

(7) 別紙の2に掲げる(15)については、決裁・供覧の「伺い文」の一部、別紙(秘密取扱者指定・解除願)の「官職又は階級」、「氏名(認識番号)」、「指定・解除する秘密の範囲」、「指定・解除理由」、「身分証明書欄」及び別表の「職名」、「官職又は階級」、「氏名」並びに「秘密取扱者の指定・解除について(令和5年12月21日)」の43ページ及び44ページ、「特定秘密取扱職員の指定・解除について(令和5年12月21日)」の7ページ、8ページ及び「秘密取扱者の指定・解除について(令和6年1月31日)」の43ページ、44ページ、45ページにおいて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、秘密、特別防衛秘密又は特定秘密(以下「省秘等」という。)を取り扱う職員に関する情報であり、省秘等を取り扱う職員が特定され、省秘等の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

(8) 別紙の2に掲げる(18)については、「出欠欄」の一部、「集計欄」及び「年次休暇付与日数」において、職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は上記第2の2のとおり様々主張するが、具体的には上記2(1)及び(3)から(8)で不開示とした部分の開示及び上記2(2)で文書不存在とした文書の開示を求めるものと解されるところ、前者については、上記2(1)及び(3)から(8)のとおり、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。また、後者については、上記2(2)のとおり、請求時点において、行政文書を作成及び取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件

審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

(2) 以上のことから、諮問庁としては、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年10月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和7年6月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書1の見分及び審議
- ⑥ 同年7月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる各文書のうち、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書1の不開示部分（別表のとおり）及び本件対象文書2の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書2の保有の有無、並びに本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 別紙の2(2)及び(3)に掲げる各文書の保有の有無について

(ア) 開示請求書の要求資料2は、平成31年4月～令和3年7月までの間（以下「当該期間」という。）に、特定個人を特別防衛秘密保全責任者又は特別防衛秘密保全責任者代行者（以下「特別防衛秘密保全責任者等」という。）に指定又は解除した指定書を、要求資料3は、要求資料2の決裁・供覧文書の写しを求めるものと解した。

(イ) 東海防衛支局では、当該期間において、特別防衛秘密を保有しておらず、特別防衛秘密保全責任者等の指定等を行う必要がなかったことから、別紙の2(2)及び(3)に掲げる各文書を作成及び保有していないとして不開示（文書不存在）とした。

(ウ) 本件審査請求を受け、再度、東海防衛支局の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、別紙の２（２）及び（３）に掲げる各文書について、該当する文書の存在を確認することはできなかった。

イ 別紙の２（９）及び（１０）に掲げる各文書の保有の有無について

(ア) 開示請求書の要求資料９及び要求資料１０は、別件保有個人情報開示請求において、特別防衛秘密に係る適格証明書受領・返納簿（以下「受領・返納簿」という。）を特定し、その一部を個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）７８条１項２号に該当するとして不開示とした際に、同号ただし書イないしハに該当しないと判断した根拠文書を求めるものと解した。

(イ) 受領・返納簿は、秘密保全業務に関する事務のための簿冊であって、受領・返納簿に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、個人情報保護法７８条１項２号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、受領・返納簿に記載されている情報は、具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえないことから、個人情報保護法７８条１項２号ただし書ハに該当するとは認められない。

(ウ) 別件保有個人情報開示請求の原処分は、上記（イ）のとおり判断したものであり、その根拠文書は必要がないため作成しておらず、保有もしていない。

(エ) 本件審査請求を受け、再度、東海防衛支局の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、別紙の２（９）及び（１０）に掲げる各文書について、該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(２) 以下、検討する。

ア 当該期間において、特別防衛秘密を保有しておらず、特別防衛秘密保全責任者等の指定等を行う必要がなかったことから、本件対象文書を作成及び保有していないとする諮問庁の上記（１）ア（イ）の説明は、特段不自然、不合理とは言えず、これを否定することができない。

イ また、当審査会において、諮問庁が上記（１）イで説明する別件保有個人情報開示請求の開示決定通知書等の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記（１）イ（イ）の説明のとおりであることが認められ、上記（１）イ（ウ）及び（エ）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

ウ さらに、審査請求人において本件対象文書2に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等はなく、上記(1)ア(ウ)及び上記(1)イ(エ)の探索の範囲等も不十分とは認められない。
エ したがって、東海防衛支局において、本件対象文書2を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分には、防衛省における秘密の取扱いに関する適格性の確認制度の具体的な事務処理要領等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省の秘密保全態勢、能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講じることが可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2、番号3、番号5、番号6及び番号7に掲げる部分には、特別防衛秘密保全責任者、保全責任者及び同補助者に指定及び解除された職員の職名、官職(階級)、氏名、指定又は解除年月日、身分証明書番号及び有効期限並びに適格証明書の受領・返納に係る対象者又は事務担当者の氏名等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、秘密保全業務に従事する職員が特定され、情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが行われるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号4に掲げる部分には、別件保有個人情報開示請求に関する開示請求者の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号8に掲げる部分には、特定職員の出勤簿のうち、特定職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、これらの情報は、当該職員の公務員としての職及び職務遂行の

内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては、特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1につき不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、東海防衛支局において本件対象文書2を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 (本件請求文書)

◇特定年月日近畿中部防衛局特定会議室にて東海防衛支局総務課長の口頭(資料提示無し)で以下の回答がありました。

- ①総務課職員には優位性が無いため、装備課職員に業務を強要していない。
- ②総務課から装備課に適格性資料の取次を依頼した。

↓

要求資料1

①優位性が無いにも関わらずに②取次(職務の放棄及び装備課への業務強制)をすることの整合性を示すエビデンス等を要求する。

要求資料2

平成31年4月から特定部署に在籍していた特定個人に係る平成31年4月～平成3年7月までに※5に基づき指定及び解除した特別防衛秘密保全責任者指定書、又は特別防衛秘密保全責任者代行者指定書。

要求資料3

文書管理システムで取り扱う要求資料2の決裁・供覧文書の写し。

要求資料4

要求番号2を除く、平成29年4月～令和5年12月までに※5に基づき指定及び解除した特別防衛秘密保全責任者指定書、又は特別防衛秘密保全責任者代行者指定書。

要求資料5

文書管理システムで取り扱う要求資料4の決裁・供覧文書の写し。

◇※1の問題による資料請求。

要求資料6

※4の1(1)に基づき適格性業務は総務課の担当である。又、情報開示(窓口)業務は総務課の担当業務である。

二重での業務放棄をして装備課に業務強制させた理由を説明できるエビデンス等を要求する。

要求資料7

※1の※2における不開示の理由で明記している“特定の個人の識別”できることで生じるリスク(問題)を説明できるエビデンス。

要求資料8

※1の文書管理システムの決裁・供覧文書の写し。

要求資料9

※1について※6ただし書きイロハが該当しないことを証明できるエビデンス。

補足説明：※7の該当に反する理由のエビデンス等を要求する。

要求資料10

※7の第2 第10項第3号が該当しないことを証明できるエビデンス。

補足説明：当時の秘密保護適格証明書の各個人は防衛省職員のため、把握しています。

◇※2の問題による資料請求。

要求資料11

※1で要求した平成31年4月から特定部署に在籍していた特定個人に係る平成31年4月～令和3年7月までの※2を再要求する。

ただし、受領日及び返納日・返納日捺印（特定個人）を見え消しにすることは禁止とする。

要求資料12

平成29年9月～令和5年12月までの※2の文書管理システムの決裁・供覧文書の写し。

未存在の場合、行政文書で有りながら未存在の正当化を合理的に説明できるエビデンス等を要求。

◇※4の問題による資料請求。

要求資料13

※4の1（9）は※5に基づけば、管理者は総務次長、作成・取扱者は総務課が担当であるにもかかわらず令和5年度の作成・取得者及び管理者の項目が装備課になっていることを正当化を証明できるエビデンス。

要求資料14

※4の1（9）で要求内容は「行政文書の登録状況が確認できるエビデンス」の請求時期を平成29年度4月～令和5年9月末までとしていたが、回答は2023年度の作成・取得の記録である「秘の取扱者指定通知書関係（以下「秘取扱者」という。）（令和5年度）」のみの回答であった。

文書管理システムに登録している秘取扱者の登録資料※2を要求する。

要求資料15

文書管理システムで取り扱う※4の1（9）の決裁・供覧文書の写し。

◇WEBで検索できない令和4年4月1日以前の標準文書保存期間基準の要求

要求資料16

平成31年4月～令和4年3月31日間の総務課のエビデンス。

要求資料17

平成31年4月～令和4年3月31日間の装備課のエビデンス。

◇開示請求者の在籍状況について

請求資料 18

平成31年4月から特定部署に在籍していた特定個人に係る平成31年4月～令和3年7月までの出勤簿を要求する。

◇不開示資料について

請求資料 19

請求資料2・4・14の請求資料で不開示の表記が無いにも関わらず、見え消しする場合は根拠と整合性を説明できるエビデンス等を要求する。

請求資料 20

請求資料3・5・8・12・15の決裁・供覧文書の写しで不開示の設定がされていないにも関わらず、不開示にした場合はその根拠と整合性を説明できるエビデンス等を要求する。

※1：保有個人情報開示決定通知書（海防装第3208号令和5年9月13日）

※2：適格証明書受領・返却簿

※3：取扱者一覧表

※4：保有個人情報不開示決定通知書（海防総第3984号。令和5年11月17日）

行政文書開示決定通知書（海防総第3987号。令和5年11月17日）

※5：近畿中部防衛局達第20号

※6：平成15年 法律第78号 個人情報保護に関する法律第78条第2号

※7：防衛省本省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準について（通知）防官文第8378号19. 8. 30）

2（原処分の対象とされた文書）

（1）〔要求資料1〕【本件対象文書1】

「秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4409号。21. 3. 31）」

（2）〔要求資料2〕【本件対象文書2】

開示請求された「要求資料2：平成31年4月から特定部署に在籍していた特定個人に係る平成31年4月～令和3年7月までに※5に基づき指

- 定及び解除した特別防衛秘密保全責任者指定書、又は特別防衛秘密保全責任者代行者指定書。」に係る行政文書
- (3) 〔要求資料3〕【本件対象文書2】
開示請求された「要求資料3：文書管理システムで取り扱う要求資料2の決裁・供覧文書の写し。」に係る行政文書
- (4) 〔要求資料4〕【本件対象文書1】
ア 特別防衛秘密保全責任者指定書（平成30年3月5日）
イ 特別防衛秘密保全責任者指定書（平成31年2月12日）
ウ 特別防衛秘密保全責任者指定書（令和5年9月13日）
- (5) 〔要求資料5〕【本件対象文書1】
ア 保全責任者の解除及び指定について（××××）
イ 保全責任者の解除及び指定について（#####）
ウ 特別防衛秘密保全責任者等の解除について
（注）“×”及び“#”は不開示箇所
- (6) 〔要求資料6〕
「防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令の実施について（防官文（事）第87号。令和4年3月28日）」
- (7) 〔要求資料7〕
「防衛省本省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の審査基準について（通知）（官文第2603号。平成17年3月31日）」
- (8) 〔要求資料8〕【本件対象文書1】
保有個人情報開示決定通知書（海防装第3208号。令和5年9月13日）
- (9) 〔要求資料9〕【本件対象文書2】
開示請求された「要求資料9：※1について※6ただし書きイロハが該当しないことを証明できるエビデンス。補足説明：※7の該当に反する理由のエビデンス等を要求する。」に係る行政文書
- (10) 〔要求資料10〕【本件対象文書2】
開示請求された「要求資料10：※7の第2 第10項第3号が該当しないことを証明できるエビデンス。補足説明：当時の秘密保護適格証明書の各個人は防衛省職員のため、把握しています。」に係る行政文書
- (11) 〔要求資料11〕【本件対象文書1】
適格証明書受領・返納簿（平成31年4月～令和3年7月分）
- (12) 〔要求資料12〕
防衛省行政文書マニュアル（令和4年6月）
- (13) 〔要求資料13〕

- ア 近畿中部防衛局における行政文書の管理に関する達（平成26年近畿中部防衛局達第3号）
- イ 防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）
- (14) [要求資料14] 【本件対象文書1】
 - 適格証明書受領・返納簿
- (15) [要求資料15] 【本件対象文書1】
 - ア 秘密取扱者の解除について（令和5年6月20日）
 - イ 秘密取扱者の指定・解除について（令和5年7月26日）
 - ウ 秘密取扱者の指定について（令和5年8月21日）
 - エ 秘密取扱者の解除について（令和5年9月19日）
 - オ 特定秘密取扱職員の指定について（令和5年10月25日）
 - カ 秘密取扱者の指定について（令和5年11月2日）
 - キ 特定秘密取扱職員の指定について（令和5年12月14日）
 - ク 秘密取扱者の指定・解除について（令和5年12月21日）
 - ケ 特定秘密取扱職員の指定・解除について（令和5年12月21日）
 - コ 秘密取扱者の指定・解除について（令和6年1月31日）
 - サ 特定秘密取扱職員の解除について（令和6年2月22日）
- (16) [要求資料16]
 - ア 標準文書保存期間基準表（平成31年4月1日から適用）（総務課）
 - イ 標準文書保存期間基準表（令和2年2月10日から適用）（総務課）
 - ウ 標準文書保存期間基準表（令和3年4月1日から適用）（総務課）
- (17) [要求資料17]
 - ア 標準文書保存期間基準表（平成31年4月9日から適用）（装備課）
 - イ 標準文書保存期間基準表（令和2年2月21日から適用）（装備課）
 - ウ 標準文書保存期間基準表（令和3年4月1日から適用）（装備課）
- (18) [要求資料18] 【本件対象文書1】
 - 出勤簿（特定職員）（平成31年4月～令和3年7月分）
- (19) [要求資料19、20]
 - 防衛省本省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準について（通知）（防官文第8378号。平成19年8月30日）

別表（本件対象文書1の不開示部分）

番号	要求資料	不開示とした部分	不開示とした理由
1	(1)	添付書類	国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
2	(4)	「指定日」、「解除日」、「職名」、「官職（階級）」及び「氏名」	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。
3	(5)	「保全責任者の解除及び指定について（××××）」の1ページ、3ページ、4ページ、6ページ及び7ページ、「保全責任者の解除及び指定について（####）」の1ページ、3ページ、4ページ、6ページ及び7ページ、「特別防衛秘密保全責任者等の解除について」の4ページ、5ページ、8ページ及び9ページにおける決裁・供覧の「件名」の一部、「指定	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、秘密及び特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、秘密及び特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、秘密及び特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

		日」、「解除日」、「職名」、「官職（階級）」及び「氏名」並びに「保全責任者の解除及び指定について（××××）」の10ページ及び「保全責任者の解除及び指定について（####）」の10ページにおける「所属」、「階級等」、「氏名」、「年月日」、「身分証明書番号」及び「身分証明書有効期限」	
4	(8)	「施行先」及び「開示請求者氏名」	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当するため不開示とする。
5	(8)	「証番号」、「氏名」、「受領日」、「印」及び「返納日」	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、特定特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特定特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特定特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

6	(11) 及び (14)	「証番号」、「氏名」、「受領日」、「印」及び「返納日」	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、特定特別防衛秘密を取り扱う職員に関する情報であり、特定特別防衛秘密を取り扱う職員が特定され、特定特別防衛秘密の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。
7	(15)	決裁・供覧の「伺い文」の一部、別紙（秘密取扱者指定・解除願）の「官職又は階級」、「氏名（認識番号）」、「指定・解除する秘密の範囲」、「指定・解除理由」、「身分証明書欄」及び別表の「職名」、「官職又は階級」、「氏名」並びに「秘密取扱者の指定・解除について（令和5年12月21日）」の43ページ及び44ページ、「特定秘密取扱職員の指定・解除について（令和5年12月21日）」の7ページ、8ページ及び「秘密取扱	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、省秘等を取り扱う職員に関する情報であり、省秘等を取り扱う職員が特定され、省秘等の情報を得ようとする者から当該職員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び同条3号に該当するため不開示とした。

		者の指定・解除について（令和6年1月31日）」の43ページ、44ページ、45ページ	
8	(18)	「出欠欄」の一部、「集計欄」及び「年次休暇付与日数」	職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

※当審査会において整理した。

※“×”及び“#”は不開示箇所